

保護者様

高槻中学校・高等学校
学校長 工藤 剛

「出席停止報告書」記入のお願い

学校保健安全法第 19 条に基づき、生徒が感染症にかかった場合やその疑いがある場合には出席停止の措置をとります。この期間は欠席の扱いにはなりません。医師より登校の許可がおりましたら、下記の『出席停止報告書』を記入していただき、登校初日に担任に提出してください。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外は、医師による記入と押印が必要です。

お手順をおかけしますが、校内での感染拡大防止のためご協力をお願いします。

出席停止に該当する疾患との診断が出た場合やその疑いがある場合は、至急、学校へご連絡ください。

出席停止報告書

中 ・ 高 年 組 (氏名)

【担当医師または保護者記入欄】

発症日	年 月 日
受診日	年 月 日
診断名(症状)	
登校してはいけない期間(*)	月 日 ~ 月 日

*受診された場合は、医師より指示を受けた期間をご記入ください。

医療機関名

医師名 印

保護者名 印

主な学校感染症一覧（詳しくは学校ホームページご参照ください）

【出席停止報告書を提出する主な感染症（医師が記入すること）】

病名	症状	出席停止期間
百日咳	コンコンという連続して止まらないせき 等	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発熱・発疹・せき 等	熱が下がってから3日を経過するまで
風疹	発熱・発疹・リンパ節の腫脹と痛み 等	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	発疹・発熱 等	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺の腫脹や痛み 等	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・結膜炎・咽頭炎 等	主要症状がなくなってから2日を経過するまで
流行性角結膜炎	充血・まぶたの腫れ・異物感・めやに 等	結膜炎の症状が消失するまで
急性出血性結膜炎	充血（結膜出血）・まぶたの腫れ・異物感・めやに 等	医師において感染の恐れがないと認められるまで

【以下■のみ出席停止報告書の記入は保護者でも可】

■インフルエンザ

- ・症状：高熱・関節や筋肉の痛みなどの全身症状 等
- ・出席停止期間：発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ※発症日を0日とする

インフルエンザの出席停止期間の例

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	発症	解熱	1日目	2日目	3日目	登校OK	
発症	発症	解熱	1日目	2日目	3日目	登校OK	
発症	発症	解熱	1日目	2日目	3日目	登校OK	

■新型コロナウイルス感染症

- ・症状：発熱等の風邪様症状、のどの痛み・下痢・倦怠感 等
- ・出席停止期間：発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症日を0日とする

【登校の可否が医師の判断となる感染症（必ず出席停止になる感染症ではありません）】

病名	症状	期間
溶連菌感染症	発熱・咽頭痛・扁桃痛 等	症状により 医師が判断する 
感染性胃腸炎（ノロ・ロタなど）	嘔吐・下痢 等	
マイコプラズマ肺炎	激しいせき・発熱・頭痛 等	
帯状疱疹	発疹（片側性）・痛み・かゆみ 等	
伝染性膿痂疹（とびひ）	赤みのある水疱や膿疱・かゆみ 等	
伝染性紅斑（りんご病）	両頬の真っ赤な発疹・風邪様症状 等	
手足口病	発熱・口腔と手と足に水疱 等	
ヘルパンギーナ	突然の高熱・咽頭痛（赤い発疹を伴う） 等	

→ 出席停止報告書があれば“出席停止”、なければ“欠席”扱いとなります

出席停止の解除が明らかにできるようになってから登校し、医師記入の出席停止報告書もしくは診断書を担任に提出すること。